



識者会議で座長を務めております尾崎でございます。

す。どうぞよろしくお願ひいたします。

本年は、行政情報公開法が公布されましてから十年ということでございまして、まことに記念すべき年にこの公文書管理法が審議をされておりますけれども、私は、実は、平成七年に行政改革委員会に行政情報公開部会というのが設けられまして、その委員を務めさせていただきました。自來、公文書問題とずっとおつき合いしているわけでございますけれども、ようやく情報公開法ができる、いろいろな手当てが行われてまいりまして、現在ここで審議されております公文書管理法ができ上りますと、一応制度としては整つたということになるんだろうと思います。

大変ありがたいことであると存じております。

また、その機会にここで意見を述べさせていただきますことは大変光栄でございまして、厚く御礼申し上げます。

しかし、その間、情報公開法ができまして、あれはやはりかなりのショックを行政の世界に与えたというように思います。いろいろ行政内部におきましても改善が進められてまいりまして、その後、個人情報についての法律の整備もできましたし、だんだんとよくはなつてきていると思うんですけれども、まだまだ不十分なところがございまして、そのためいろいろ文書に関連した不適切な事例が散見されるという状況がなかなか改まらないでござりますけれども、この法律ができましたのでございまして、この法律ができますと、そこは一つまた新しい段階を迎えることになるのではないかと期待をいたしているわけでございます。

やはり最大の問題は何かといいますと、公文書というものに対する公務員の心構えといいますか、意識といいますか、そういう問題であろうと思います。何か日本の公務員の文化を変えるといふことがこの公文書管理法ではないかというように考えておりまして、これを機会に、先進諸国あるいはアジアの諸国に劣らないような公文書管理が実現することを期待いたしているわけでござい

ます。

ロシアのツァーが去り、ドイツの皇帝が去りと

うようなところから、近代的な国家の骨格というのがだんだんはつきりしてきましたか、いろいろ議論が進められてきたわけでありますけれども、その中で、いわゆる文書主義といいますか、文書に基づいて行政をとり行うということが、終始一貫、強調されてきたわけでございますが、我が国ではそれが法律上はつきりしているものがございませんで、今回の法律によりまして文書作成の義務というものが法律上明らかにされるというふことは、これは非常に大きな話であるというようになります。文化を変えるという意味で、これがやはり出発点であろうかと思います。

それから、今までには、それぞれ次官会議その他で相談をして各省庁の統一をとる。内閣府とか総理府が中心になつてそういうことを進めてきたわけでございますけれども、現実には、各省庁それぞれのやり方で文書管理を行つておりましたから、どうも統一がとれていない。これは、逆に言いますと、国民の側から見ますと、いろいろ情報公開法で文書の開示を要求するというようなときにも不便なことでございまして、各省庁の文書が統一的にできておりますと、検索もそれだけ容易になりますし、アクセスが非常に楽になると

あります。

かつてのようには、それぞれが、各省庁共通していればまだいいんですけれども、各局各課でもつて文書管理の方法が違つてたりしますと、転勤して異動したりして、そこにある文書を使いこなすまでに、やはり少しなれなくてはいけないといふことがありますから、そういう意味で非常に多くの異動した途端に少なくも過去の文書を引き出して参考にすることができるわけであります。これは、文書管理と言つておりますが、同様に非常に大きな改革ではないかというように見ています。

やはり、文書管理の共通のルールというものを定めるよう今回この法律ではつきり書いていただきております。

特に、新しい試みといいますが、別段先進諸国よりも新しいという意味ではないんですけれども、レコードスケジュールというのをつくりまして、それぞれの文書ファイルごとにその記録をつけてございます。これも私ども有識者会議として非常に期待した一つのことございまして、それは非常に実現を目指していただいているということは大変ありがたいことでございます。

とにかく共通のルールを法律上つくらうというわけですから、これは今までとは格段の差があるわけでございます。これも私ども有識者会議として御承知のとおり、立法府、司法府からの移管もさ渡して、だれでもそれを見ることができます。これが、それを残すかどうかという判断をその文書の作成にかかわったことのない人がやるというようなことになるわけでございまして、それをきちんと決めると言わざるも、実際にこれはなかなか判断がつかないんですね。それで、いろいろ先輩に目配りが行き届いておりまして、それも大変結構なことだというふうに思つております。

体系的に整えるといいますか、一つのシステムとして共通のものにしていくことは非常に大切なことでございますし、特に各文書の保存に際しまして、メタデータというんでしょうか、これがどのようなときに、どのようなところで、だれによつてつくられて、どういう内容のもので、これは将来廃棄するのか、それとも歴史的資料として公文書館の方に引き渡すのかとか、そういうようなデータが全部はつきり示されるということになりますと、これは実は行政の生産性が非常に上がるんじゃないかなというふうに私ども考えております。

かつてのようには、それぞれが、各省庁共通していればまだいいんですけれども、各局各課でもつて文書管理の方法が違つてたりしますと、転勤して異動したりして、そこにある文書を使いこなすまでに、やはり少しなれなくてはいけないといふことがありますから、そういう意味で非常に多くの異動した途端に少なくも過去の文書を引き出して参考にすることができるわけであります。これは、文書管理と言つておりますが、同じく非常に大きな改革ではないかというように思っています。

しかも、歴史的な公文書、歴史的に価値のある文書につきましては原則すべて移管するということがなつております。これは我々非常に望んでいたことでございまして、長い目で見て、各省庁が資料を抱え込んでしまうということは非常によくありますから、そういう意味で非常に生産性が高まると、異動した途端に少なくも過去の文書を引き出して参考にすることができるわけであります。これは、文書管理と言つておりますが、同時に非常に大きな改革ではないかというように思っています。

現も実は制度としてはそなつてゐるわけなんですが、さっぱり進んでいないというのが実情でございます。これは立法府にも関係することです。この法律を機会にぜひ立法府から公文書館への移管というようなこともどんどん進めていただきたいとお願い申し上げます。

先ほど、公務員の文化の話だと申し上げましたが、職員の意識を改革してやるということが非常

に大切なことであると思ひます。そうしますと、自分がこの仕事にかかわってこのようないふる努力をしたということが文書として将来に残るわけでありますから、公務員にとつても張り合いのあることがあります。

そのためのスキルを向上させていくという手段として、研修のようなもの、これを非常に重視した方がいいと思うわけでございます。率直に言いまして、現在の中堅から上の公務員というのは文書管理についてほとんど関心を持つていてなかつた人たちでございまして、むしろこれからの若い人たちに新しい公務員文化を築いていただくということからも、研修をきつちりやることが大切ではないかと思つております。

実は、人事院の国家公務員初任者研修の中に一

こまこの問題を入れてほしいということをお願いいたしまして、昨年から入つてているわけでござい

ます。そして、もう最初、公務員になりたてのこ

ろから、文書というものは大切にしなくてはいけ

ないし、これを将来にきちんと残さなくてはいけ

ないといふことを徹底的にたき込むことが必要

ではないかと思つております。ぜひその点につき

ましてもお力をおかしいただけたらありがたいと存じます。

それと同時に、先ほど申しましたように、先輩

のつくった文書をどのように処理するかというよ

うな問題は、なかなか現役の人にとってはつらい

決定をしなくてはいけないと、いうこともあるわけ

でございます。そのときにだれか相談相手がいてくれたら非常に助かるわけでございまして、実は

有識者会議のヒアリングでも、各省から意見を聞きました中にやはり、相談相手がいてくれたらあ

りがたい、そういう意見がございまして、俗にアーキビストと言われますが、そういう文書に関する専門家というものを育てていく、これも非常に大切なことではないかというふうに思ひます。

この問題、実は公務員の仕事そのものであります

から、どういうような制度にするかということに

ついては本当は公務員の中から声が出てくるとい

でも、意思決定の過程の文書の中にも重要なものもあると思われますし、個人的なメモはそういうところに意外とあるのではないかと思いましたので、このところは、情報公開法の規定を援用しまして、地方公共団体、国の機関等の「内部又は相互間における審議、検討又は協議について」これは情報公開法の五条の規定でございますので、それをそのまま持つてくれば意思決定過程の情報についても十分作成義務を課すことができるということが言えると思います。情報公開法の対象になっていますので、当然、作成の義務としてはあり得るものと考えております。

それから、今回、保存期間と保存期間の満了する日を決める、先ほどレコードスケジュールのお話が出たところでございますけれども、この点につきましては、三十年ルール、これは菊池館長の方がお詳しうございますが、国際公文書館会議で決議された国際的慣行ということで、先ほどちょっと御紹介しました、私も委員として属しておりますということがやはりあった方がいいのではないかと考えております。

そういう意味では、五条の一項のところに、「保存期間を最長三十年とし」というのを入れるべきではないかと考えているところでござります。情報公開法の施行令では、三十年の後ろに「以上」とついたものですから、その「以上」で永久保存と同じ取り扱いになってしまっているということではありませんので、やはり三十年ということを明確にする必要があると思います。でも、それ以上に長くなる保存の必要性もあるではないかということがござりますので、五条の四項あたりに五年ごとに見直す規定を入れたらどうかというようなことを提案させていただいているところでござります。

その他、本法案には政令委任事項や規則委任事項が非常に多くございますが、先ほどの尾崎座長のお話もありましたように、各省でばらばらの

中間書庫につきましては、国立公文書館法の中に権限として入っていますけれども、これは今までの有識者会議や懇談会の報告ではもとと中核の情報についても十分作成義務を課すことができるということが言えると思います。情報公開法の対象になっていますので、当然、作成の義務としてあります。

それから、今回、保存期間と保存期間の満了する日を決める、先ほどレコードスケジュールのお話が出たところでござりますけれども、この点につきましては、やはり最終的には内閣総理大臣の承認を得なければ廃棄できないような形にすべきではないかと思います。

これは、アメリカの国立公文書記録管理局制定の処分許可申請手続というところで、こういうものにつきましては、やはり最終的には内閣総理大臣の承認を得なければ廃棄できないような形にすべきではないかと思います。

それから、政令委任とたに当たつての一番大事なところは文書の廃棄の手続でございますが、これにつきましては、やはり最終的には内閣総理大臣の承認を得なければ廃棄できないような形にすべきではないかと思います。

これは、アーリカの国立公文書記録管理局制定の処分許可申請手続といつてのを処分しますというとこは、裁判で争えるようになつたところは大変結構なところだと思いますが、でも、利用を拒否できる事由として情報公開法の規定が十六条の一項一号等に挙がっております。これによりますと、私はいろいろ裁判例等を見ますと、なかなか厳しいところがございます。つまり、公文書館には移管されるけれども国民の目には触れない感じになるんだろうと思います。

そういう点では利用拒否事由の限定ということが必要だと考えますけれども、一つの考え方としては、十六条二項にある時の経過を考慮して、なるべく公開しましようというところにつきましては、十六条四項のように、三十年以上経過した文書については情報公開法の非公開の理由に該当しないものと推定すると、少し立証を軽目にしているだけて、役所の方が厚目の立証をしないと非公開にできない、利用拒否できないという形の規定が本当は必要ではないかと思います。

でも、ここはお役人は一番抵抗するところではないかと思いますので、なかなか難しいところもあるかと思いますが、参考にしていただければと思います。

それから、刑法確定記録や軍法会議の記録といふのは、行政文書と同様の管理ができるということにあります。

今回なつておりますけれども、これにつきましても、ぜひ、小ぶりの法律にとどまらないで、国会と裁判所の文書についても行政文書と同じような管理ができるようになります。この法律ではコピーできません。ですから、二・二六事件の記録を見に行った人は、手書きで写し取ってきて、それで本を書くという

う規定にしておきましたが、何年か後には必ず行

政文書の管理と同じようなことが国会や裁判所の文書でもできるようにお願いしたいと思います。

特に、研究者の中で議論していますのは、立法関係の資料がなかなか研究者の手に入らないと。

特に、今、議員立法が多くなつておりますが、閣法の資料につきましては情報公開法でとれるんで

すけれども、議員立法の資料がなかなか手に入らないという困った問題が上がつておりますが、これはぜひ国会の文書管理の中できつちりしていただかたいところだと考えております。

それから、特定歴史公文書の利用請求についての処分許可申請手続といつてのを処分しますというところは大変結構なところだと思いますが、でも、利用を拒否できる事由として情報公開法の規定が十六条の一項一号等に挙がっております。これによりますと、私はいろいろ裁判例等を見ますと、なかなか厳しいところがございます。つまり、公文書館には移管されるけれども国民の目には触れない感じになるん

だらうと思います。

そういう点では利用拒否事由の限定ということが必要だと考えますけれども、一つの考え方としては、十六条二項にある時の経過を考慮して、なるべく公開しましようというところにつきましては、十六条四項のように、三十年以上経過した文書については情報公開法の非公開の理由に該当しないものと推定すると、少し立証を軽目にしているだけて、役所の方が厚目の立証をしないと非公開にできない、利用拒否できないという形の規定が本当は必要ではないかと思います。

でも、ここはお役人は一番抵抗するところではないかと思いますので、なかなか難しいところもあるかと思いますが、参考にしていただければと思います。

それから、地方公共団体につきましてはございませんが、今は、公文書館法の附則の一項で、専門職員を当分の間置かないでいいという形になつてますから、なかなか地方で進みません。ですか

ら、こここの点は、この附則を撤廃していただいて、建議できるような権能運用改善についての意見を述べる機会、権能を公文書管理委員会に与えていただければと思います。

それから、地方公共団体につきましてはございませんが、今は、公文書館法の附則の一項で、専門職員を当分の間置かないでいいという形になつてますから、なかなか地方で進みません。ですか

ら、こここの点は、この附則を撤廃していただいて、建議できるような権能運用改善についての意見を述べる機会、権能を公文書管理委員会に与えていただければと思います。

それから、地方公共団体につきましてはございませんが、今は、公文書館法の附則の一項で、専門職員を当分の間置かないでいいという形になつてますから、なかなか地方で進みません。ですか

ら、こここの点は、この附則を撤廃していただいて、建議できるような権能運用改善についての意見を述べる機会、権能を公文書管理委員会に与えていただければと思います。

それから、刑法確定記録や軍法会議の記録といふのは、行政文書と同様の管理ができるということにあります。

あとは、電子文書による原本取り扱い等につきましては引き続き検討していただきたいこと、目的規定に国民の知る権利を入れていただきたいこと、それから、言いました利用請求における利用



なつたり、なくなつたことにされてしまう事態は法的に阻止すべきであります。この点については、作成や保存にかかる公務員に対し法的に実体上の義務と責任を課して、違反に対しは刑事罰を含むサンクションを科すべきであると思われます。

第四に、情報公開や公文書の保存、提供形態は、これらを必要とする人の利便に最もかなう形式でなければなりません。表計算ソフトなどで作成し保存している統計情報や公共事業関連情報が多くございます。これらは、当該ソフトで操作可能な形態で提供されなければ意味がないのであります。が、実際には、PDF化した電子ファイルや紙の複写で表示して、何の意味もない紙の束が提供されるというようなことが実際に行われております。このような実質的な嫌がらせに等しい恣意的な提供形態を許すべきではないと思います。

る段階では、実質的に組織の内外での利害調整を終えてしまつております。事実上、最終意思決定に近い場合が多いのであります。それらのみが開示されることによつて、行政の本来の意思や行動原理をうかがい知ることは困難と言えます。

実質的な担当者が作成した職務に関する覚書といつた資料の中でこそ、意思決定の背景や政治的配慮も含めた眞の意図が読み取れる場合が多いのであります。執務時間中に業務に関連する文書を作成した場合、その成果物は公共財でありますとして、組織共用文書に限定することは妥当でないと思われます。同じ規定が情報公開法にもありますから、やはり妥当でないと考えます。

また、公文書の保存スペースに限界があり得ることを理由に、公文書の範囲を広げること

は物理的に困難で、管理体制にも問題が残るという議論も広く見受けられますが、理由がないと考えます。

昨今的情報通信技術を踏まえれば、文書を拡本的に拡大することは容易に可能であります。しかも費用もほとんどかかりません。検索や加工のためには逐一原本を取り寄せる必然性はなく、一たん原本性を確認した後、文書のリアルタイムによるデジタルアーカイブ化を行つて、原本は保管コストが問題とならないような遠隔地に保管する、電子情報はインターネット等を通じて全国の

第六に、情報公開や公文書としての保存対象の範囲が広がるほど、文書作成をそもそも避けるというインセンティブを行政機関や職員に与えてしまいかねないわけです。このような弊害を抑制するため、一定の節目の情報については、行政機関、

公務員に文書の作成義務を課すべきであります。公文書管理法案、情報公開法とともに、対象は「当該行政機関が保有しているもの」と限定されており、そもそもどのような情報が文書化されねばならないのかという基準がございません。一定の重要な情報は、文書化を義務づけるとともに、紛失や廃棄が起こりにくいようなチェック措置を設けなければなりません。

まず最初に、現在の国立公文書館について現況の御報告、あるいは我々がどういう仕事をしているかというところを簡単に御説明申し上げたいと存じます。

として重要な公文書等の保存及び一般に対する利用に供することを通じて、現在及び将来の国民に対する政府の説明責任を果たしていくことがまず第一点、中心となつておりますが、私どもが仕事をしていく上の意識では、やはり、日本の先人が残してくれたさまざまな知的な情報資源というものをできるだけ多くの方々に使っていただきとすることによりまして、歴史、文化、学術研究等に寄与することはもとより、一人一人の国民にとって、我が国と我が国社会の歩みというものを跡づけていただいて、広く国民のアイデンティティーを形成していく上で貢献することができればと思って、私ども日々の仕事を行っているわけでございます。

現状でござりますが、国立公文書館は昭和四十六年に設置されました。世界の各国では、公文書館というものは、図書館あるいは博物館・美術館と並んで三大文化施設、こう言われているんですが、我が国の場合は、残念ながら、昭和四十六年になつて初めて国立公文書館というのができたという状況でございます。

そういうことでいいますと、帝室博物館でありますとか帝国図書館というのが明治の初めのころにできた。明治の初めに岩倉使節団というのが米欧を回覧したわけでござりますが、そのときに帰

委員会におきましてこの法律案が審議されるとい

国途上で、一番最後のころでございますが、イタリアのベネチアにみんな行きました。三つに分かれて行きまして、一番最初に福地桜痴が行きました。久保という人たちが行つて、みんなベネチアのアルビーフというのを見て感心をしている。ところが、図書館や美術館、博物館は明治に導入されたんです、公文書館というのは明治時代導入されなかつた。これが百年たつた昭和四十六年に設立されたということは、まさに百年おくれの我が国の公文書館制度というような状況でございます。

四十六年にできて、それから先人も努力したんですが、平成十三年度からは独立行政法人となりました。それ以降私は公文書館に関与しているわ

けでございますけれども、法人となつた特質を生かして、自律性をできるだけ生かす、効率的、彈

力的な業務運営をするということで、主務大臣となりました。それで中期目標というものを確実に達成する、そのために中期計画、年度計画というものを策定いたしまして、効率的な業

務運営、目標でございます国民に提供するサービスの質の向上というものに努めてきたところでござります。その結果、幸いにも、毎年度、独立行政法人評価委員会の評価では非常に高い評価をい

ただいているということでございます。具体的にどんな取り組みをしてきたかというところでございますけれども、現在、私ども、所蔵資料が百十七万冊ございます。各省庁から移管さ

れてくるものの中には、非常に劣化しているもの、あるいは、戦中戦後の悪いわら半紙なんかでもつてできたものは本当にぱりぱりに破れそ

うなものがございます。そういうなものについて補修をしたり、酸化防止などもやつております。

かつてはそうじやございませんでしたけれども、私が行きましたから、二〇〇一年からはすべての所蔵資料についての目録を公開して、しかも、各省庁から受け入れた文書につきましては一年以内には必ず目録を公開して、これは公開できるも

のか、これは非公開部分を含むかというようなりとも表示して公開をしております。

閲覧業務ということで、毎年多くの方々に来ていただきますけれども、これは比較的昔からのス

タティックな形でございます。とにかく、東京に

来てくれ、あるいはつくばの分館に来てくれとい

うことでは国民サービスの向上ということは達成

できませんので、最近では、インターネット等を

使いましてデジタルアーカイブというものに大変

に力を入れております。

今も福井先生からお話をありましたけれども、デ

ジタル化というようなこと、これは意外に金はか

かります。ただやないで大変な金がかかりま

すけれども、まずマイクロフィルムに撮つて、そ

れをデジタル化してインターネットに載せてい

く、そしてインターネットに載せることによって、

いる、利用していただけるというような形でござい

ます。

公文書館のみならず、私どもの方で管轄してお

りますアジア歴史資料センターというところで、

明治以降終戦までの我が国と世界各国との関係す

るような基礎的な資料をやはりインターネットで

公開して、既に千八百万画像の公開が進んでおり

ます。これは、中国や韓国あるいはアメリカ等、

大変各国からも評価をされているという状況でござります。

そのほか、私どもがやっておりますのは、我が

國の中核的な機関として、地方公共団体あるいは

関係団体、関係機関、それから学会等に対する連

携協力、それから研修等を通ずる専門的、技術的

支援というものをやって努めています。

そのほか、私どもがやっておりますのは、我が

國の中核的な機関として、地方公共団体あるいは

関係団体、関係機関、それから学会等に対する連

携協力、それから研修等を通ずる専門的、技術的

支援というものをやって努めています。

それでは、これまですべて円滑にいつているか

と、これまでの法律の体系と制度運用上の課題というところでございます。まさにそれを踏

んで今回の法律案が提出されているということ

でございますけれども、各行政機関で利用して

います現用文書と、それから保存期間が満了して

おります。

私の方で、公文書館で受け入れるいわゆる公

文書との間で、全く文書管理体系というものが分

断しております。

現用文書の管理というのは、先ほどから話が出

ていますように、行政情報公開法で規定されてい

る。そこで定める各省庁が決める保存期間が満了

したものの中から、歴史的に重要なだらうなどい

うもの、しかも、それは内閣総理大臣と各省大臣

との間で合意が成立されたものだけが公文書とい

う形でもって私どもの方の管理に入つてくるとい

うことでございます。公文書管理というのが情報

公開法に従属する形でもって規定されておつた。

今回の法律の中は、文書というのを、作成から保

存期限満了、公文書館における公開、利用まで、

一つの一貫した体系でもつてつくつていただいて

いるというところが、これは私どもにとって大変

大きな喜びとするところでございます。

それから、公文書館への移管の障害というところは、先ほど申しましたように、移管には内閣総

理大臣と各省大臣の合意が必要ということございま

いますけれども、その前提として、行政文書がそ

もその的確に作成されていないんじやないか、先

ほどから御指摘のようなことがございます。今回

の法律の中には、行政文書を作成するための共通

ルール、基準というものをつくり、作成した文

書について日本版レコードスケジュールという

ことで、いつ保存期限が満了するのか、満了した

暁にはそれは公文書館に移管するのか廃棄するの

かというようなことを、作成時点でつくつてしま

う、決めてしまふ。

確かに、三十年の保存ルールというのを考える

と、三十年というのは公務員が採用されてからあ

る程度幹部になつて、あるいは場合は場合によると退職

する。今から三十年前というとちょうど第二次オ

イルショックのころだらうと思います。第二次オ

イルショックのころの文書が果たして重要かどうか

かというのを今の文書管理をやっている人たちに

判断するといつても、これはなかなか難しい。場

合によると、もっと昔のものがある。

やはり初めに、鉄は熱いうちに打てじゃないん

ですけれども、まだ事態が熱いうちに、これは保

存しよう、これは保存しなくてもいいねとい

うことをそこで振り分けをしていくといふことがで

きる。しかも、それは単に行政庁の担当官の恣意

によるのではなくて、基準というものがきちっと

あります。そこで定める各省庁が決める保存期間が満了

したもののうちから、歴史的に重要なだらうなどい

うもの、しかも、それは内閣総理大臣と各省大臣

によるのではなくて、基準というものがきちっと

あります。とにかく、東京に

来てくれ、あるいはつくばの分館に来てくれとい

うことでは国民サービスの向上といふことは達成

できませんので、最近では、インターネット等を

使いましてデジタルアーカイブというものに大変

に力を入れております。

今も福井先生からお話をありましたけれども、デ

ジタル化というようなこと、これは意外に金はか

かります。ただやないで大変な金がかかりま

すけれども、まずマイクロフィルムに撮つて、そ

れをデジタル化してインターネットに載せてい

く、そしてインターネットに載せることによって、

いる、利用していただけるというような形でござい

ます。

公文書館のみならず、私どもの方で管轄してお

りますアジア歴史資料センターというところで、

明治以降終戦までの我が国と世界各国との関係す

るような基礎的な資料をやはりインターネットで

公開して、既に千八百万画像の公開が進んでおり

ます。これは、中国や韓国あるいはアメリカ等、

大変各国からも評価をされているという状況でござります。

そのほか、私どもがやっておりますのは、我が

國の中核的な機関として、地方公共団体あるいは

関係団体、関係機関、それから学会等に対する連

携協力、それから研修等を通ずる専門的、技術的

支援というものをやって努めています。

そのほか、私どもがやっておりますのは、我が

國の中核的な機関として、地方公共団体あるいは

関係団体、関係機関、それから学会等に対する連

携協力、それから研修等を通ずる専門的、技術的

支援というものをやって努めています。

それでは、これまですべて円滑にいつているか

と、これまでの法律の体系と制度運用上の課題というところでございます。まさにそれを踏

んで今回の法律案が提出されているということ

でございますけれども、各行政機関で利用して

います現用文書と、それから保存期間が満了して

おります。

私の方で、公文書館で受け入れるいわゆる公

文書との間で、全く文書管理体系というものが分

断しております。

現用文書の管理というのは、先ほどから話が出

ていますように、行政情報公開法で規定されてい

る。そこで定める各省庁が決める保存期間が満了

したもののうちから、歴史的に重要なだらうなどい

うもの、しかも、それは内閣総理大臣と各省大臣

によるのではなくて、基準というものがきちっと

あります。そこで定める各省庁が決める保存期間が満了

したもののうちから、歴史的に重要なだらうなどい

ようなことがわかります。

特に、今回の法律の中には、努力規定だけですけれども、地方公共団体、あるいは企業なんかも大変立派なアーカイブズを持っているわけだけれども、そういうものが本当に会社の栄枯盛衰の中でどういうふうな形でもって保存されていくのかというようなこともあります。そういうようなことで、地方公共団体や民間団体における文書管理、こういうものに対する励ましとなり激励となるということであれば、大変ありがたいことだと思います。

公文書館を支える社会的基盤というのが我が国は学界も含めてまだ非常に弱体でございますので、そういうことも、今後、法制面以外の期待としてぜひお願いしたいと思います。

いざれにしても、制度をつくつてもそれを動かしていくのは、先ほどからお話をありますように、公務員の意識を最初にして、まずそれを動かす人たちの努力と意欲だろうと思いますし、トライアル・エラーみたいなものが絶対必要だと思いますから、そういうことで私たち自身も最大限努力してまいりますけれども、これから折々、こういう制度については、まず運用をして、その中で直すべきものは見直しをしていくというような態度で臨むことが一番妥当なのではないかな、こう思います。

ぜひ、先生方のお力でこの法律を成立させていただいて、よりよい、我が国が世界に誇れるような、記録を残し公文書を残すという文化を育たいものだと思っています。よろしくお願いします。(拍手)

○渡辺委員長 ありがとうございました。

以上で各参考人からの御意見の開陳は終わりました。

○渡辺委員長 これより参考人に対する質疑に入ります。  
質疑の申し出がありますので、順次これを許します。加藤勝信君。

○加藤(勝)委員 自由民主党の加藤勝信でござります。

さきようは、参考人の皆さん方、大変お忙しい中をこうして私どもの審議にいろいろと御協力をいたくというか御啓示をいただいていますこと、まず心から御礼を申し上げたいと思います。

公文書等の管理に関する法律、一般的の国民の皆さんから見ると割と地味な感じの法律だというふうにも受けとめられますけれども、今お話をありましたように、また、当委員会でも、参考人の方にも来ていただきて審議をするという意味では大変重要なものというふうに位置づけているわけでありますし、私も、歴史とちょっとオーバーに認識をしております。

公文書の管理に関する法律をいま踏まえた行政を実施していくという意味と、また同時に、その行政が、現在もそうですが、将来に向けての評価にたえ得るような行政をしていくという意味からも大変重要なものではないかな、こういうふうに認識をしております。

まず最初に、既にお話の中にございましたけれ

ども、今回の公文書の管理に関する法律をいわば制定する目的というか、意味というか、期待について、一言でそれぞれの皆さん方にちょっとまとめていただきたいと思います。

私は、一言で言うとしたら、やはり、しつかりとした文書管理制度をつくるということであることは民主主義の基盤をつくるということであると思つております。

アメリカの公文書館のモットーというのが、デモクラシー・スター・ピア、ここからデモクラシーが始まるということだそうでございますが、私も、そこから話を始めるべきではないかというふうに思います。

○三宅参考人 先ほど冒頭で説明しましたが、情

報公開法と公文書管理条例は車の両輪である、民主主義が情報公開によって達成できる、よりよいものになるためにはまず文書が保存されていないといけないということで、いわば情報公開法は民主主義の通貨であると言わされましたが、この法律は

その通貨の作成に当たる部分だと考えております。

○福井参考人 一言ということで申し上げますと、法律による行政の原理を補完する、内在化させることで、大変重要な意味があろうかと存じます。

本人の先人が嘗々として築き上げてきた今日の社会、残してくれた知的情報資源というものをどうやってみんなで共有し、その中で、それを踏まえて、国民一人一人が日本の歴史というものを把握できるようにすること、その面で、今回の公文書等の管理法案は大変意義があると思います。

○菊池参考人 冒頭申しましたように、私ども日本自身の経験を申し上げますと、

福井参考人の先人が嘗々として築き上げてきた今日の社会、残してくれた知的情報資源というものをどうやってみんなで共有し、その中で、それを踏まえて、国民一人一人が日本の歴史というものを把握できるようにすること、その面で、今回の公文書等の管理法案は大変意義があると思います。

○加藤(勝)委員 ありがとうございます。

一言で言つていただきて、よりクリアに整理ができたのではないかというふうに思つております。

お話をございましたように、民主主義の基盤である、あるいは日本の歴史把握、あるいは行政の原理の内在化、こういうことで大変重要な事柄であります。

そういう中で、私も二十年近く行政をしておりまして、先ほどの尾崎参考人のお話の中で文化を変えるというお話をあつたわけであります。確かに、物をいたずらに廃棄するとかそういうレベルではなくて、日々の仕事をしようとする、それに没頭する中で、それが終わるとまた次の話が出てくる、かつてのものを管理するということになかなか時間的な余裕、精神的な余裕がない。しかし他方で、仕事をする上で、過去のものがきちんと整理されるとまたこれが非常にやりやすいわけですね。

私も、そこから話を始めるべきではないかというふうに思います。

過去のものを集める時間が非常に手間取る、ある意味では、かなりの時間をそこに費やしてきて

いる、特に行政の場合は前例というのが大変重要な部分もこれあり、そういう意味では、行政に対するかなりの効率化というのもこれによって期待をされるんですけれども、そうはいっても、今ある仕事をやつていいこうという意識が非常に強

い。そういう意味で、研修も含めて文化を変える、

こういうことではないかなと私は認識をしたんですけども、そのところをもう少し、どういうふうに受けとめられるかと御座りますけれども、今お話をありましたように、また、当委員会でも、参考人の方たちに心から御礼を申し上げたいと思います。

○尾崎参考人 私自身の経験を申し上げますと、

まことに恥ずかしいことであるんですが、私が若いころは文書整理週間というのがございまして、ある週、みんなで文書を整理しようということなんですね。

それは、山のように積んんであった文書を崩して、一応眺めていつて、それで整理して保存すればいいんですけども、整理すなわち廃棄というよう

なところがありまして、結局、もう今要らないものは捨ててしまう、そういうような文書の管理の仕方をしていました。もちろん、非常に大切なものですけれども、整理すればいいことでも、指定されていて、例えば決裁文書でありますとか、そういうものは別途きちんと保存されていますとか、そういうふうに思つておられました。

お話をございましたように、民主主義の基盤である、あるいは日本の歴史把握、あるいは行政の原理の内在化、こういうことで大変重要な事柄であります。

そういう中で、私は二十年近く行政をしておりまして、先ほどの尾崎参考人のお話の中で文化を変えるというお話をあつたわけであります。確かに、物をいたずらに廃棄するとかそういうレベルではなくて、日々の仕事をしようとする、それに没頭する中で、それが終わるとまた次の話が出てくる、かつてのものを管理するということになかなか時間的な余裕、精神的な余裕がない。しかし他方で、仕事をする上で、過去のものがきちんと整理されるとまたこれが非常にやりやすくなるわけですね。

だから、公務員である以上、自分たちのしたことがどういうことか、それはどういう目的のためになされたかというようなことがきちんと後世に伝わるような文書を、忙しいのは確かに忙しくてなかなか大変なんですが、やはりつくる習慣といふのを若い人たちには身につけてほしいと思っております。

○加藤(勝)委員 ありがとうございます。

先ほど、今の公務員の方の人たちはちょっとそこにはそういう文化を持つてほしい、そのためには研修が大切じゃないかな、こう思つておるわけでござります。

とよりも、しっかりと残していくということだと思います。

そういう意味で、今回、「管理」という中の最初に「作成」というところが出てくるわけでありまして、つくったメモとかいろいろな種類の文書、それをどう保存するかというのは次の問題として、文書化されていないものでも残しておかなければいけないものというのは当然出てくると思うんですが、この辺の範囲というものをどう規定していくのか。

なかなか文言で書くのも難しいのではないかとう気はしますけれども、イメージとして、現状に比べてどういうものが少なくとも作成はされなければならないのか、特に、通常作成されているものの以外のものとしてどういったものが想定されてくるのか、その辺に対する御認識をそれぞれの皆さんにお示しいただきたいと思います。

○尾崎参考人 文書の範囲を考えてみた場合に、保存すべき文書の範囲ですが、やはり公私の別というのはあると思うんですね。私のためにつくった文書がそのまま保存されて後世に歴史的な文書として伝えられてしまうというようなのは非常におかしな話であります。したがいまして、それはやはり個人じやなくて組織、公の世界でつくれたものを残すべきだろうというように私は思います。

個人的なメモ、皆さんそうだと思いますけれども、ふと思いついたことなどをメモしておいたらしますけれども、それは単なるメモで、そのまま消えてしまうようなものも紙に書いた形で引き出しに入っているということはあるわけでございまして、それを公文書だと言うのはちょっとやはりまずいんじゃないかなというように思います。

もちろん、決裁印が押してあるものでなくちゃいけないという意味じやございません。そうじゃなくて、その他のものでも結構なんでございますが、やはり組織の中で、行政として、行政体として、その一部に入るような文書でなくてはいけない

のではないかというように思います。

○三宅参考人 文書の作成義務と文書の保存義務の関係で申しますと、公務員が文書を作成するこ

とについては情報公開法が前提になっていますから、いわゆる組織共用文書という情報公開法二条に基づく文書がありますね。それは、決裁、併覧文書に限らず、会議で配られるものとか部内

での打ち合わせに使った文書で、決裁印の欄はないけれども重要なものだというような形で、個人のメモを除くという意味合いにおいて組織共用文書としてあるわけですから、これが公文書管理制度における文書作成義務のまず大事な範囲になります。

その中には、先ほど申しましたように、事業の実績とか意思決定というもの以外に意思決定過程情報もございますので、やはり、公文書管理制度における文書作成義務の範囲の中には、情報公開法とパラレルに考えるには意思決定過程情報も入れないと、ここは、情報公開の請求対象情報から、公文書管理制度の適用になるときに意思決定過程文書が除外されてしまうという危険が解釈上あり得ると考えます。

そうしますと、残るは個人的メモですが、この個人的メモも、非常に重要なものとしてたまたま残っているものとか、あるいは、その当時は人は渡さなかつたけれども、十年、二十年たつてみると、やはりあのときメモをとっていたものが非常に大事だということが出でますから、そういう個人的メモについても保存ができるよう、これは、文書の保存義務の方でそういうものも含まれるようになります。

○福井参考人 保存対象としてあるいは管理対象として重要な区分は、公的な文書か私的な文書か、まず原理的にはそういうことだと思います。

では、私的な文書あるいは公的な文書の境目は何か、ということですけれども、私的な公的かというものは、公務員が、いや、これが私的な公的か、ということですけれども、その辺のお考えも含めてお示しをいただきたいと思います。

うことでござります。すなわち、給与の対価として作成されたもの、執務時間中に作成されたものは、幾ら本人が私的だと言い張っても公的文書だということは当然でございまして、その観点から、

情報公開法と公文書管理制度ではそういう基準を明確にすることが将来の課題だと考えます。

○菊池参考人 どういうものが組織共用文書でどう考えるかというところは、これ

は、もちろん大きく分かれますけれども、ボーダーラインのところは、結局はその当事者がどう考えるかというところにかかるりますから、ここをぎりぎり詰めても余り有益ではないんじゃないかな、こう思うんです。

私どもの方の実際に公文書の保存をしている立場からいりますと、これは大変よく文書が保存されているなどいうようなものもございますし、これは非常に粗末だなというところがございます。やはり、きちんと残ったものというのを見ると頭が下がるようなものがあります。

私が、もしかすると記憶違いかもしれませんけれども、戦後の割合早い時期に労働基準法をつくったときの労働省のつくったファイルというのは大変なものでございまして、その法律案についても、簡単に閣議請議案をとじているだけというようなものも場合によるとあるんですけども、そうじゃなくて、第一次案、第二次案、なぜこういう労働基準法のこの規定を置くかというようなこと、逐条ごとに例えば資料がついていて、こんな厚さのものが三分冊か四分冊ぐらいある。これをつくった労働省の人たちというのは、多分、自分の仕事に誇りを持って、自分たちのやっていることをぜひ後世の人たちに見てもらいたい、参考にしてほしいということでつくっているんだろうなと実感できるようなものが残っています。

そういうような形で、自分に誇りを持てるような仕事を公務員がしていくということが記録を残していく上でのまず根本になるべき話なんだろう、こう思いますから、文書をどういうもののを残すかということよりも、まず残すに値するだけの仕事を皆さんやるようにしましようということを、意識を高めていくことにぜひ力を注いでいくということもあわせてやつていかなければいけないんじゃないかな、こう思ております。

まさに、そういう面では立法府にも広げて、我々もしつかり後世に残す仕事をしていくということにつなげいかなければなりません。

○加藤(勝)委員 大変ありがとうございます。  
まさに、そういう面では立法府にも広げて、我々もしつかり後世に残す仕事をしていくということにつなげいかなければなりません。

また、残りも少なくなりましたので、最後に教えていただきたいと思います。  
こういう形で文書管理制度を進めていくこととすると、今はまた違う形でいろいろな、例えば労力も、もちろんコストもかかるていくことになります。また、残りも少なくなりましたので、最後に教えていただきたいと思います。

私は、もしかすると記憶違いかもしれませんけれども、戦前の割合早い時期に労働基準法をつくったときの労働省のつくったファイルというのは大変なものです。そこで、その仕事に加えてこの配慮をしていかないと、今の仕事に加えてこれもやれと言つるのは簡単ではありますけれども、言つただけじゃないのであります。やれる必要なのか、行政経験も長い尾崎参考人にそのようにしていかなきゃいけない。そういうことも含めて、行政全体としての、そういう意味では人的な、コスト的な支援も含めてどういった対応が必要なのか、行政経験も長い尾崎参考人にその点をお聞かせいただきたい。

引き続きまして、菊池参考人に、公文書館の関係で、先ほどちょっと参考人の中から、地方で図書館と公文書館を一緒にしたらどうかというお話をございました。そういうことも含めて、これから公文書館の位置づけが大きくなる、しかし、いろいろな意味で、行政改革は進めていく、予算の規模も限られていく、そういう中で、その辺はどういうふうにお考えになられるのか。先ほど、文化三大施設とかに切り分けておられましたので、それが二大にしていいのかどうかなんということもござりますけれども、その辺のお考えも含めてお示しをいただきたいと思います。

プライオリティーとして、この管理、保存、作成、という問題を大いに高いところに上げていたんだ  
いて、そのために時間を割く。やはり、その点に  
ついての上司の理解というのは必要だと思います  
ね。

それから、今度の法律では、今度は法律で決まるわけですから、コンプライアンスの問題としているわけですね。それもやはり一つの大きなインセンティブといいますか強制になるのではないかというふうに思つて、それに期待をいたしております。

○菊池参考人 地方公共団体におきます公文書館のあり方ですが、これも、参議院に籍を置かれまして、茨城県知事をなさつた岩上二郎先生が議員立法で公文書館法というのをつくつて、国立公文書館も、私どもも含めてですけれども、地方の公文書館のあり方について基本の法律をおつくりになつております。これによりますと、地方自治体は条例で定めるところにより、これは必置規制じやございませんので、任意につくるということになつっています。

確かに、今御指摘のように、カナダの例もござりますが、もう既に国内でもそういうところがございまして、奈良県なんかは、図書情報館といふような形でもって、図書館と行政情報の公文書館、両方あわせた形のものをつくりております。別に、三大文化施設と言つたから三つ別々につくらなければ

そういうものがござります。

ですから、そういうような形で、どうされるかというのにはまさに地方自治体の自主的な判断でお決めになることだと思いますけれども、ただ、いずれにしても、公文書館的な、きちんと記録を残していくという機能だけはどこでもある方がいいなどと思います。残念ながら、まだ都道府県の中で三十ぐらいしかない、まだないところがたくさんございます。政令市の中でも半分以下というよう

な状況ですから、そういうようなものをぜひ整備していただきたいなど。  
どういう形でもいいです。中越地震でもつて被害を受けたところは、廃校になった学校の校舎をまずとりあえず村役場の資料を入れるところにしよう、保存場所にしようということでもって一生懸命頑張られたところがございますから、そういうような形でいうと、決して箱物をつくれとか何かということじゃなくて、児童が少なくなってきた学校のところでまずは保存しようということがあつてもいいし、そこをお決めになるのはまさに自治体、それぞれの自治体の当局者と住民の方々だ。私どもはそれに対してできるだけの支援をしていきたい、こう思つております。

○加藤(勝)委員　どうもありがとうございます。

□規制も何もあったわけではありませんけれども、行政が事後規制をどうする、事後監視をどうするというところに踏み込んでいかなきやならない時代を迎えていて、その一つとして当然出てくるべくして出てきた課題なのではないかというふうに思つております。そういう意味でも、行政の公文書管理というのは極めて重要な法律だといふうに私は思つております。

先ほど尾崎参考人から公務員の意識、文化を変えるというお話をされました、私もまさにそうだと思います。そういう意味で、尾崎参考人が有識者会議の座長もされておられましたので、その報告書をまとめられた立場も含めて、今度出てきた法案との関係をちょっとお伺いしたいというふうに思つんですね。

最終報告では、「国民の貴重な共有財産」それから「国民の日本資原」、うこうなことを言つ

行政の世界で見ると、やや違和感があるのかもしれません。しかし、私たちの意図を酌み取っていただいて、それでその法律を書いていただく、それは法律をつくるところの仕事である。私どもは、どういうことが我々の関心事であり、どういうことをしてほしいと思っているかということを私たちの言葉で言うということでございました。それから、意思形成過程について、これは本當に強い意見でございました。したがいまして、意思形成過程というのは、皆さん圧倒的にそういう意見でございましたから、かなりはつきりと書いてございます。これは、有識者会議ではこういう意見であった、しかもそれは非常に強い意見であつたといふことを御承知の上で法律をつくつていただきたいというのが私どもの考え方であります。

○渡辺委員長 次に、佐々木隆博君。  
○佐々木(隆)委員 民主党の佐々木でございま  
す。  
きょう、四人の参考人にはいろいろ貴重な意見  
を賜りました。これから我々のこの法案審議に当  
たって、きょうの提言などを踏まえてしつかりと  
やつていかなければならぬと改めて考えさせて  
いただいたところでございます。  
余り時間を与えられておりませんので、早速質  
問をさせていただきたいと思うんです。

かり「国民の知的資源」といふことを言われているわけであります。そのことが必ずしも今度の法律の中に表現されていいないのでないか、というふうに私は思つてゐるんですが、そのことについてお伺いをいたします。

たが、現段階では政令や何かにまたいぢる仕事されておりますので、これから政令をつくるときには、今までは、意思決定の経緯については余り文書にされていない例もあると思うんですね。今度は、新しくそういうものを文書にする、必ずそういうものを文書として残すという文化ができるよう、そういう手段を講じていただきたいと存じております。ぜひお願ひいたしたいと思います。

○佐々木(隆)委員 時間がありませんので、次に移させていただきます。後ほど時間があればもう少しお伺いしたいと思います。

私は、常日ごろといいますか、この課題にかかるわらず、今までの行政、役所というところは入り規制をずっとしてきたわけですね。いわゆる許認可という入り口規制をしてきて、八年から十一年ぐらいかけてですが、その規制を緩和したわけです。ところが、もともと入り口規制、事前規制の国でしたから、行政の中に事後監視の体制というのが余りとられていないんですね。だから、事前を緩和したわ、事後も規制はしなかつたわといふところに、今、例えば食品安全の問題とか、いろいろな問題が出てきている。

私は、この文書管理もある意味で、これは入り

この二つのことについて、今度の法案と見比べて、尾崎参考人の御意見をいただきたいと思います。○尾崎参考人 私どもの有識者会議では、全部公開でいたしまして、それで、本当に自由に発言をして、まとめ上げた意見というのも、できるだけ委員の生の声に近いものでまとめたいと思いまし  
た。したがいまして、あそこに書いてある報告と法律用語は違うと思います。

私どもが法律用語で議論をしていましたら本当  
に有識者の会としての意味がないというように思  
いましたので、できるだけ委員の生の声を使つて  
報告書を書くというようにいたしました。それが、

三宅参考人にお伺いをさせていただきます。今、尾崎参考人にも一条にかかる貴重な共有財産、公共財の話についてお伺いをさせていただきましたが、三宅参考人は、市民、国民という立場で意見書をまとめられたというふうに思うんです。その中には公共財ということにプラス説明責任というのが書かれているんですが、説明責任というのは、これは行政側の話でありまして、国民の側から言つたら知る権利ということになるわけですねけれども、このことなどを含めて、第一章の部分の内容が意見書の意思が反映されているといふふうに思つておられるのかどうなのかというこ

とについてお伺いをしたいと思いますし、決定した政策はもちろんですけれども、今もお伺いいたしましたが、立案形成過程ですね、そのことについての知る権利についてどうお考えになつておられるのか。

それから、保存期間、移管、廃棄の権限というものが時々この法律の中で出てくるので私は非常に気になるところなんですが、行政機関の長にゆだねられているという仕組みになつていてるわけあります、このことについて。

○三宅参考人 お伺いをいたします。

○三宅参考人 先ほど加藤議員の、制定の目的、意義のところで民主主義の通貨であるということを申しましたが、最終報告ですとこれは国民の共有財産という言葉で、最終報告は法律的な文言にとどまらずお書きになつたということですけれども、私、先ほど申しましたように、法案になつたときに最終報告とずれができる、いささか小ぶりな法律になつたということを申しました。

そういう意味では、手がたい官僚的文章が一条になつてゐるんだろうと思うんですが、少なくとも、国民の共有財産、知的資源とか公共財、そういうようなことをできる限り従前の法律に照らしてもう一つ入れていただきて、市民の立場から、説明責任というと役所の義務のような形ですが、責務ですから義務ほど強くありません、努力精神条項というような形のものになつておりますので、国民主権の理念に基づきといふところがござりますが、やはり公共財なり知的資源としての公文書の保存をするんだという視点をしつかり入れていただきたいと思います。

先ほどカナダの話が出ましたか、知的資源を総合的に保管、保存、利用するためのものとして、図書館と公文書館を統合するということが一つのボリュームになつてると調査のときには思いましたので、そういうところを一つ入れていただければと思うところでございます。

それから、作成文書の件ですが、条文上では「意思決定」になつてゐるものですから、決定後のもの

のという解釈になるとやはり非常に狭いだらうと思いまして、先ほど御提案しましたように、情報公開法の五条のいわゆる審議、協議、検討の文書

ということを明記することによって、これはできればやはり法案に入れていただいた方がはつきり

すると思うんですが、そういうところで、意思決定過程の情報も本来作成しなきゃいけないんです

ということをはつきりさせておく必要があるうかと考えております。

それから、保存、移管、廃棄の権限ですが、先ほど、財務省の沖縄返還の記録について原資料がなくなつてるのは大変残念だということを申しましたが、行政機関側が、これはもう要らないだろ、新しい歴史の本も書けたんだからもう要らない、捨てちゃおうというところに、後世の歴史家が、いや、ちょっと待ってくれ、検証したいだ

すので、そのところを内閣総理大臣の方が廃棄についての最終の承認をするような手続をぜひ入

れていただいて、いわゆる第三者の機関のチェック、それで、内閣総理大臣のものには公文書管理委員会が今度できますから、公文書管理委員会に

諮問するような手続も入れていただき、第三者のチェックが内閣総理大臣の名のもとで入るよ

るということはなくなるのではないかと考えてい

るところでございます。

○佐々木(隆)委員 今、三宅参考人からお話をあつた、管理委員会にかかるてもう一点お伺い

したいのですが、公文書管理推進会議というのを

されたと思うところがいいのではないかと考えた

一端組織というものは、三権の一翼を担う行政の

公文書館というものが、国会や裁判所の方でも

情報提供がよりしやすいようにするには、特別の法人といふものの方がいいのではないかと考えた

ところでございます。

福井参考人は、先ほど、行政経験もおありだと

いうお話を、今は学者の立場でいろいろ提言をい

ただいているわけであります、その中で、先ほど来かなり厳しい提言をされてこられました

が、公共財の保存方法とかアクセスとかというこ

の二点、お伺いをいたします。  
○三宅参考人 実は、尾崎座長のもとでの有識者会議には国会や裁判所のメンバーもオブザーバーとして参加したということを聞いておりますが、

一堂に会して国の公文書のあり方について協議できたことは大変よかったですことを司法の者からも聞いております。

それが、今回この法律で一段落してしまって、国会や裁判所の公文書の管理がとまつてしまふのは非常に危惧をしたところでございまして、男女共同参画会議のようには三権を問わず広く議論できる場をさらに残したらどうかということで、

それは、一応、日本司法支援センターなどは裁判所のメンバーも入って、法務省所管の独立行政法人ですが裁判所の関係者も入って検討するという

ものもありますので、ぜひそういう、それができなければ、公文書管理委員会にオブザーバーで参

加できるようなものでもいいかと思うんですねけれども、やたらと機関、組織をつくって、ずうたい

が大きくなると国の財政上ちょっと大変だとい

うな議論にもなるとすると問題の点はあるかも

されませんが、やはり機能としては、国の三権で公文書の管理を扱うということをぜひしていただきたい

ければと思うところでございます。

そういう意味では、独立行政法人としての国立

公文書館というものが、三権の一翼を担う行政の

一端組織というよりは、国会や裁判所の方でも

公文書の管理を扱うということをぜひしていただきたい

ければと思うところでございます。

福井参考人は、次に、福井参考人にお伺いを

いたします。

セスの記録、今の立案プロセスということになるんだと思いますが、それと生データについても触れておられました。その点について、できれば簡潔にお願いをいたします。

○福井参考人 お答え申し上げます。

第三者機関についてでございますが、第三者機関の場合やはり立場が非常に重要でございます。

官庁が行う場合とほかの官庁が行う場合、これは後者の方が当然望ましいと思いますが、本来は、例えば行政のそいつた情報開示あるいは公文

書保存に関する最終的な意思決定は、議院内閣制でありますので、国会に直属の形で機関が設けられます。ただ、できるだけ利害関係を遮断するとい

うことで、できるだけ利害関係を遮断するとい

うのがファーストベストではないかと思いま

す。ただ、できるだけ利害関係を遮断するとい

うのが公文書管理委員会にオブザーバーで参

加できるようなものでもいいかと思うんですねけれども、やたらと機関、組織をつくって、ずうたい

が大きくなると国の財政上ちょっと大変だとい

うな議論にもなるとすると問題の点はあるかも

されませんが、やはり機能としては、国の三権で

公文書の管理を扱うということをぜひしていただきたい

ければと思うところでございます。

そういう意味では、独立行政法人としての国立

公文書館というものが、三権の一翼を担う行政の

一端組織というよりは、国会や裁判所の方でも

公文書の管理を扱うということをぜひしていただきたい

す。

○佐々木隆(委員) ありがとうございました。  
時間がなくなつてまいりましたので、菊池参考人にお伺いをいたします。

私も、この公文書管理法というものが、先ほどお話をありました、公務員の意識を変える、文化を変えるという意味で、本当に非常に重要なうふうに思つております。

文化を変えていくためには何よりも人材だと思います。二つ私は考えなければいけないんですね。これは二つは、いわゆる専門家をどうやって育していくのかということ、もう一つは、行政側の、そこを担当する人たちの意識をどう変えていくのかという二つの課題、これは同時にやつていかなければいけない課題だと思つんですね。

そういうことの必要性といいますか、本当のプロを育てなければ、もう一点、中間書庫のことについてもお聞きしたいんですが、例えば中間書庫というものをいざれつくるようになつていくとすれば、私は、そこに基本的にすべてのものが行つて、そこで専門家が必要かどうかということを判断するということが一番望ましい形だと思うんです。そういった意味で、先ほど事前規制から事後監視に変わったと言つたのは、入り口というのは五人ぐらいいれば許認可ですから大体間に合うんですけども、事後監視というのはもつと、三倍ぐらい人がいなきや本来だめなものなんですね。

そういうふた意味でいつても、中間書庫についての必要性についてのお考えと、その人材をどうやって育てていくのかということについてお伺いをいたします。

ました。私はどうよつと申し述べるのをは  
しよたものですから、その部分は十分じやな  
かつたと思います。

と、そんなことはなくて、実際は、各省庁で毎日あるいは毎年毎年文書管理に携わつてくれる人たち、各省庁にもきちっとしたそういう体制が、まさにそのとおりでございまして、ありがとうございます。

それから、中間書庫にどの程度の専門家が必要かというのは、中間書庫のあり方についてどのくらいの機能を持たせるかというところのやり方だと思います。アメリカなんかでも、二千五百人ぐらいいるぞと言ふんですけれども、中間書庫をレコードセンターというふうに言っています。そこはどちらかというと工場みたいな形の、保存施設であり工場であり、そこでは余り評価、選別というのではなくて、どちらかというと、そういうふうな意味でいうと、どちらかというと、そこはテクニカルな人たちがたくさんいるというような状況です。

我が国の中間書庫をどういう形でもってこれがやら組み上げていくかによつて、そういう中間書庫にどういう人を何人ぐらい配置するかということが決まつてくると思いますけれども、いずれにしても、今、我が国全体としてこういう仕事に携わるような人がいません。

私どもも、そういうことでもつて、ここのこところ、公文書館でも研修とか職員養成というのに力を大変入れていまして、地方公共団体あるいは独立行政法人、国立大学法人なんという方たちも来てくれるようになりまして、大変需要がふえてきていますけれども、まだまだとても足りません。大学なんかでもアーカイブ専攻なんというやつとでき始めたところでございまして、そういうよさのような面でいうと、私どもも努力しますけれども、もう少し日本の各方面でも人の養成ということを大学等とも手を携えてやっていきたいと思いますし、ぜひ御支援を賜りたいと思います。

時間でござりますので、終わらせていただきます。

○渡辺委員長 次に、田端正広君。

四人の参考人の先生方、きょうは大変にありがとうございます。非常に触発される御意見をいただきまして、心から感謝申し上げます。

最初に、まず菊池参考人にお尋ねいたします。先ほど、日本は百年おくれて居るという、本半

に実感のこもったお詫がございました。そういう意味では、ようやく歐米並みに、まず一步その途についたのかなという思いもいたしますが、だか ○田端委員 ありがとうございます。そうしますと、個人あるいは民間と言つていい

らこそ、非常に大変大事なテーマだと。  
それで、実は、まず国立公文書館法との関係で、  
この国立公文書館法でも、第一条のところで、「国  
のかもわかりませんが、例えば政治家が回顧録と  
かそういうこと等々、今までもたくさんそういう  
う例があります、あるいはまた新聞、雑誌等、過

の機関の保管に係る公文書等の保存のために必要な措置等を定めることにより、独立行政法人國立公文書館又は国の幾闘の保管に係る専門資料ヒー去にさかのほってのそういう歴史資料を積み重ねた論文を発表されたり書かれたりとか、こういうことも云々、意未では全く争斗になり、云々、意未で

て重要な公文書等の適切な保存及び利用」云々、こうなっています。ここでは、一貫して「歴史資料」といふ言葉で、歴史資料が何であるか、歴史資料としての公文書等の保存及び利用について述べています。

料として重要な公文書」、こういう表現でこの法律は成り立っていると思いますが、そういう意味では、今回のこの法律と整合性がちゃんととれて今までどういう線がどこで引けるのかというの是非常に難しいかと思いまますけれども、その点、重ねてちょっとお伺いしたいと思います。

**（政治参考人）** これは、歴史資料として重要なところで非常に幅広く読んでいるんだが、う、こういうふうに私どもは思いますし、そういう

わざるを得ないというのが実の立場です。私個人としては、歴史資料というのは歴史家のためだけではなくて、先ほど申しましたように、国民一人一人が日本の国、社会の歴史、歩みといふものを実感でき、把握できるようなもの。そういう意味でいうと、歴史資料というのは決か何かというのが果たして入るのかどうかということは、そこまでは広がらないというのが通常の公文書の範囲だろうと思うんです。公的機関から移管されてくる公文書の中には、なかなかそういうものは入りにくいかなど。

ただ、今回の法律の中には、私たちも国立公文書

して乾いた、古びた書類、資料だということでは

うなるのを私どもがお預かりすることができるるは

す。

うに法律で規定していただきましたから、そういうものが将来は入ってくる余地があるということ

○田端委員 ありがとうございます。  
そうしますと、私は、国会図書館等との関係が  
そのところは非常に大きくなつていくんだろ  
う、こう思います。  
それで、有識者会議の座長ということで、尾崎

参考人にはさうは議論のおまとめの中のお話を実感こもつていただきまして、大変ありがとうございました。お話を伺つていて、私も、今回のこの法律の制定が公務員の意識改革、そして大きく文化を変えるあるいは行革に通じるということは、大変格調が高いといいますか目標の高い、すばらしいことだ、こう思います。

そういう目標を高くすればするほど、果たして現実が、例えば公務員の意識改革、これから行くんだから、まだそこまで行っていない、だけども目指さぬきやならない。そういう意味で、一応法律はここででき上がったというか、これからそれが実施される。これから何が足らないんだろう、この法律が仮に施行になつて、本当の意識改革あるいは文化の改革にまで本当に行くだろうか、ちょっと悲観的かもわかりませんが、そういう思ひがしています。

座長としてまとめられた御意見の中で、そこは  
どういうふうな御認識で、そして法案との関係で、  
その思いが法案の中はどういうふうに出ているの  
か、その辺のところをお願いしたいと思います。  
○尾崎参考人 確かに、公務員の文化を変えると  
いうのは、そう急速にできるかどうか。法の制定  
というのは非常にいい機会になると思います。こ  
れで随分進歩すると思います。

先ほど、私どもの若かったころの大変恥ずかし  
い話を申し上げたわけですが、それとも、情  
報公開法などを経まして、現在の役所のレベルは  
そこまでひどいというものではなくなっている、  
それなりにやはり向上をしているわけでございま

特に、有識者会議が創設されました直後に、た  
だいまお席にいらっしゃいませんけれども、初代  
の上川陽子大臣が全部各省を回ってくださいまし  
て、そして各省の文書管理のあり方を実際に直接  
職員に当たって聞いてくださった。これで随分雰  
囲気がぐっと締まってきたという感じを受けまし  
た。

ンスで内閣から勧告したりできますから、そういうようなことを重ねていけばやはり文化は次第に変わってきて、自分たちの大切な仕事として公文書管理の問題があるんだということが自然と理解されてくる。それが身についた公務員を育てなくちゃいけないと思うわけですね。そこで、研修というのが非常に大切で、初任者の段階から何回かに分けてやはり研修をしなくてはいけないんじやないか。中間管理職になつたとき、管理職になつたとき、やはりそれぞれに研修が必要ではないかというふうに思つております。

それと、やはりそういうことを世の中が評価し

てくれないと張り合いかございませんので、そこは私は実はマスコミに期待をしておりまして、こういう情報管理の問題はまさにマスコミの仕事と隣り合わせでございますので、ぜひこの点について公務員を励ましてやっていただきたい、新しい文

化が行き渡るように御協力いただけたらと思っております。

○田端委員 ありがとうございます。  
それで、実は先ほど三宅参考人のお話の中で、  
福田官房長官の御指示でしたか、アメリカ等を視  
察されたというお話をございまして、そういった  
先進国におけるすぐれた体制といいますか、それ  
を目の当たりにされていろいろなことをお感じに  
なられたということをございます。

こうがう一つの、まさに行政改革そのものこ当たり

る大変大きな視点に立つたことをベースにお考えになつて いるということがよくわかります。

それはつまり、視察をされ、あるいは当時の官房長官の福田前総理の意識の中にも果たしてこういうことがあったのかな。ということは、先ほど尾崎参考人がおっしゃっているような、大きな行革であり文化を変えるんだということとここは話が一致してくるんですが、三宅参考人は実際にそ

ういった関係の中でここにずっと携わってきて、まだこの法律ではそこまでは行っていませんが、しかし、やがて将来はこういう大きな構図を持つてやっていきたいんだ、こういう思い、そして、最初にこのことを発案といいますか発起された福田前総理の思いとその辺はつながっているというふうに理解していいんでしょうか。

○三宅参考人 たしか福田前総理は、御自分が主宰された懇談会の席でも、よく三十分とか、あいさつだけではなくて会議にそのままおられて非常にお話をされていた。また、御自身がアメリカの公文書館で、たしか空襲で焼ける前の郷里の地図をまだ民間人であった若いときについただいた、そういうアメリカのお話をされたりしております。やはり先進国と肩を並べられるだけの公文書館のあり方ということを構想されていたと思うんです。

最終報告の中にも、考え方の一つとして、公文書管理序と、先ほど申しました特別の法人のような組織が本来あるべきだということになった私は、やはりそういうところに最終報告でも含まれていたと思うんですが、いささか小ぶりの法律になつた。

先ほど申しましたけれども、公文書管理委員会とそれを担当する事務局の職員は十名程度の、十名になるかならないかぐらいのものだということです、小さく生まれるといふところのようなものですから、本当は大きく産んでほしいところですが、少なくとも、小さく産んでも大きく育てられるような手がかりをぜひ国会の中で入れていただい

で、福田前総理の思ひを実現させていたところだ。

私は日本の思ひどおりは日本国民全部の思ひだということにつながっていくと思いますので、ぜひともこの点は、この

審議の中でも御反映させていただきたいところだと考えております。

いるわけでございます。そういう意味では、ぜひ小さく産んで大きく育てる方向に我々も努力していきたい、こう思います。

さて、それで、三宅参考人のお話の中に、中間書庫を設置して将来的にはこれを、それこそ大きく育てる。そして、例えば、これは公文書管理庁の所管ということに因式ではなるんだろうと思う

なんですかけれども、そうなつていいけは確かに公務員の意識は大きく変わらんだろう、こう思います。だから、そういう方向を目指さなければならないなということもよくわかりますが、各省の中にそういうものをつくるという、この意味の大きさというの辺のことろはどうでしようか。

○三宅参考人 先ほどの中間書庫の件でございまが、これは、私も委員を務めさせていただきました懇談会の中では、霞が関に近いところに一つ

大きなものをつくるという話とともに、各省庁の中にも中間書庫のようなものをつくりて、外の書庫に入れるか、各省庁の中の中間書庫的なものに入れるか、その両方があつてもいいんじゃないかな、という議論をしたこと覚えています。

なものをつくる、あるいはこれを中間書庫の一翼を担うものとして位置づけるということが法文上のものではつきりますと、これはやはり、先ほど尾崎委員からもありましたように、公文書の管理が役所の中の業務として非常にステータスの高いものにならうかと考へているところでござりますので、各省の中にも中間書庫をつくるような方向づ

けで検討していただることは大変いいことではないかと考えております。

○田端委員 それで、福井参考人にお尋ねしたいと思いますが、福井参考人は大変お詳くて、いろいろなことを御研究なさっているということです。

私は、将来的にはやはり、国会図書館がいいのかどうかわかりませんが、立法府の公文書、そして司法の関係の公文書、公文書も三権整えなければ、今回は行政でいつていますが、将来的には本当の意味の公文書というのはそういう形が必要なんだろ。そうすると、相当時間は先のことになるのかなとは思います。しかし、その第一歩が行政の中でしっかりとここで位置づけられるということは大変大きいと思っておりますが、福井参考人の御意見をお願いしたいと思います。

○福井参考人 全くおっしゃるとおりと存じます。今回の第一歩は大変大きいことはもう間違いないわけでございまして、ただ、方向としては、国家機能が立法、司法、行政と三権にわたりまして、しかも、そのそれぞれが極めて重要な役割を果たしていることからいたしますと、国民にとっては、情報開示の点でも公文書の保存の点でも、やはり同様にアクセスができるということは望ましい方向でありまして、ぜひそのような方向を目指していただければと存じます。

その判断は、やはり直接には立法府が行うことになるものだと思います。

○田端委員 ありがとうございます。まだまだお尋ねしたいんですが、時間が来たようございます。

菊池参考人、これから体制づくり、また研修とか職員の質の向上とか、いろいろとまだ大変御努力いただく必要があるかと思いますが、ぜひ頑張つていただいて、法律の施行と相まって、どうぞまた、より高い理想に向かつて御健闘をお願いしたいと思います。

きょうは先生方、どうもありがとうございました

た。以上で終わります。

○渡辺委員長 次に、吉井英勝君。

○吉井委員 日本共産党の吉井英勝です。

きょうは、四人の参考人の皆さんには大変貴重なお話を聞かせいただき、ありがとうございます。

それで、四人の皆さんにそれぞれのお考えとい

うものを伺いたいんですが、伺いたい内容について、それから、三宅参考人のお書きになつた、市民の権利、自由を広げることに関する図書の中で述べになつたものなど、中間書庫の問題についていろいろ論じておられます。例えば日弁連の方の意見書では中間書庫については非現用文書、三宅参考人の方は現用文書を含めてのお考えを、お書きになつたものでは書いておられました。

私、現用文書も非現用文書も含めて、こことのころの考え方というものを聞きしておきたいのは、各省庁が持っている文書を、省庁の判断だけであって、これは残しましよう、廃棄しましようというふうに簡単にいくと、やはりまずいと思うんです。それは、どういう形にしろ中間書庫で一度預かって、中間書庫ともう一つ大事なのが、基準の作成だと思います。

第三者機関等で基準を作成して、その基準に基づいて評価をして、これは原本は例えば公文書館が持っていたとしても、コピーは、やはり現用文書の場合ですと当然必要なわけですから、あるいはそこまで現用文書を中間書庫へ移すかどうかと

は戻すとか、これは廃棄するとか、これは三十年保存にするのか、あるいはさらに永久保存とい

うことはあります。原本というものは各省庁扱いにするのかとか、判断基準を設けてきちんと

した判断をする。それは、できるだけ客観的立場で判断できる委員会がいいと思うんですが、その

中間書庫」ということでまず書いておりますが、これは、要らなくなつたと行政機関が考えたもの

うことが大事なのではないかなというふうに思っています。

この中間書庫と、基準をどうつくるか、基準に基づいてどう判断するのかということについて、四人の参考の方からそれぞれのお考えとどうもを伺いたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○尾崎参考人 先生のおっしゃりますとおり、中間書庫の果たす役割は非常に大きいと思います。

今回の法律では、最初に文書を作成しましたときに、先々のスケジュールまで作成者が考えてつくるわけでございます。そういうデータがついてファイルが保存されることになるわけございまが、例えば、そこで十年先に廃棄あるいは十

年先に国立公文書館の方に移管するとか、そう書いてあたとしても、実際に現用文書として使つておりますときにも、もうこれは公文書館に渡してしまつても大丈夫だというようなことも起こり得るわけですね。ですから、中間書庫に一遍入れまして、そこで検討して、場合によつては、もう各省庁が抱え込んでいいで公文書館に渡すという

ような判断もあり得るわけでございます。

そこで、その際に各省庁が自分で判断するのがなかなか難しいところがございますので、いわゆるアーキビストと言われておりますような方、専門家を養成して、そういう方々が公文書館なら公文書館に籍を置いて、出かけていくつて相談できるような体制、そのぐらいの陣容を持つていれば中間書庫というのは生きるのではないかというように考えております。

中間書庫は非常に大切な問題であるというように考えておりまして、ぜひ実効性のある、いい中間書庫をつくっていただきたいと存じております。

○三宅参考人 日弁連の意見書の中では、六ページで、「内閣府または国立公文書館が、各行政機関の非現用文書をすべて受け入れることができる

判断をして、それに基づいて大事なものは公文書

は、基本的に全部まずそこに入れるべきだと考

えたところの意味でございます。

現用の文書の中で、今回の法律によりますと五条五項で、レコードスケジュールを立てて保管するものと廃棄するものの二つに分ける。その分けたところのものが、国立公文書館法の十一条一項二号で「行政機関からの委託を受けて、行政文書の保存を行う」ということで、移管の措置をとるべきことが定められたものに限るということで、ここは現用文書のものも含んでいるということです。

私はどもは、現用文書で、まず廃棄すべきものを廃棄する、廃棄すべきものは除いて移管すべきものだけというところは少しまだ問題があるのであります。

そこで、その際に各省庁が自分で判断するのがなかなか難しいところがございますので、いわゆるアーキビストと言われておりますような方、専門家を養成して、そういう方々が公文書館なら公文書館に籍を置いて、出かけていくつて相談できる

ような体制、そのぐらいの陣容を持つていれば中間書庫」というのは生きるのではないかというように考えております。

中間書庫をつくっていただきたいと存じております。

○菊池参考人 確かに、文書の種類によって三十年の保存とかの保存期間が設定されて、それはレコードスケジュールで設定されるわけですけれども、それでは、その役所の中でもつて三十年間ずっと持つていて常時活用するかというと、そういうふ

な

成、接続官庁としてそれを国民に対してお示しす

る。これはまさに、公文書館で閲覧請求に対応し

て閲覧に供するというのとはまた違う意味の情報公開法に基づく。では、その間の管理というものをずっと各省庁の現用文書の書庫の中へやるかと、いうと、これはまたその必要性もないかも知れない。だから、そこは中間書庫を見る。

それで、中間書庫を持つしていくのは、将来いざ公文書館に移管すべきものというような限定でもつて多分やることになると思いますから、そういう意味でいうと、まだあくまでも現用文書だぞということが一つの前提だと思います。

中間書庫をどういうふうな制度設計にするか。中間書庫についてどこまで、どのくらいのものを義務的に設置するのか。先ほど三宅参考人がおっしゃったように、各省庁にも書庫があるんだから、そこできちっと分別、管理してもらえば、それをもって中間書庫と言つてもいいじゃないかとという考え方もあります。これは経済効率性でいうとそういうことだろうと思ひますけれども、いずれにしても、これからよく考えていかなければならぬことがあります。

これは基本的には、長い保存期間中にちゃんと国民からの開示請求にこたえられるような体制をとつておくことが一つと、保存期間中に散逸したり滅失したり誤廃棄されたりすることがないようにというところがまさに主眼でござりますので、そういう形での制度設計を考えられるべきだと思います。

○吉井委員 今、中間書庫の問題とともにもう一つお聞きしておきたかったのは、要するに、廃棄するのか保存するのか、その保存が三十年なのかいわば永久保存になるのかとか、それから廃棄される以前の段階でも、廃棄までに短い期間、三年か五年かとか、どういう基準を設けるか、この基準をやはり客観的な機関でまず作成すること。

それから、中間書庫で預かっているものについても、それをどうするのかについての判断をどういう機関でもつて行うのかということで、それは第三者機関的なものを考えてつくることが適切なのかどうかとか、もちろん、そのときには司書資

格とか学芸員資格とかいろいろなことも、あるいは多方面の有識者の方ということもかかると思います。

どういうふうにして基準をつくるのかということと、基準に基づいてどう評価するのか、その点についてのお考えというものを四人の参考人の方から伺って、伺います。

方のようなもののもきつちりやらないと、例えばこの型肝炎の資料とかいつても出てこないというようなことを学者の意見として聞いたことがございますが、タイトル名をなかなか検索できないよう書いてしまって、検索できない問題がある。そういう具体的なところも詰めていく必要があるんだけれども、うと考へています。

○福井参考人 文書の保存、廃棄は、やはりできるだけ客観的基準で、事の軽重に応じてといふことが一般論としては重要かと思ひますが、ただだ書いてしまうと、検索できない問題がある。そういうと

も、アメリカの公文書館では三十年たつて公開されて、日本の方にあるはずなのに不存在だと。ですから、そういう点では、これからやはりその基準をきちんとし、基準に基づいての評価をきちんとしないと、先ほど福井参考人からお示しいただいたようないろいろな事例が出てまいりますから、そこは非常に大事なところではないかというふうに思っているんです。

ては余り意味がありませんから。  
そういう点で、どういう専門家を、現在非常勤の方が多くて常勤が少ないという問題もあります。

取り組んでいくべきかということについて、日々、いろいろ館長としていろいろ御苦労いただいていると思いますので、お聞かせいただければというふうに

○菊池参考人 大変御理解のある御質問を賜ります  
して、ありがとうございます。  
まさにそういう専門家、司書ですとライブラリ

アシとか、それから美術館なんかの学生員なんとか、ですとキュレーターという、英語で言いますと、アーキビストというんですけれども、アーキビストに対する日本語訳がまだ確立していないとい

トに対応する日本語訳がまだ確立していないといふような状況でございます。

うような形のものができていない。やつと幾つかの大学ないし太学院ででき始めたという状況。そこから私どもも何人か採用させていただいたりしているわけですけれども、まだ今のところは司

書資格を持つたり学芸員資格を持つたり、あるいは大学院レベルで歴史研究をしてきた、歴史文書研究者を読むことが得意だとある人は中世文書の宿場の文書を読むことができる、そういう人たちがまだ多くて、体系的な形での教育体制というのができていません。そういうことも当然考えていいかなきやいけませんけれども、すべてを公文書館でやるわけにもまいりませんし、国がやるべき話、必ずしもそういうことでもない。

だから、私が言っていますのは、教育機関であ

○重野委員、後代に伝えられ味で、国民に考えておりま全く法律的ません。そのうであり、しかざいますが、いざいますがあらわらと存じます。

後代に伝えられるものでござります。そういう意味で、國民に共通する貴重な財産であると私ども考えております。

全く法律的な意味で言つてゐるわけではございません。その意図するところは、大変大切なものです。しかし、表題に「時を貫く」と書いてござりますが、時代を超えるものであるというこゝを言いあらわしたというようにお考へいただけたから存じます。

○重野委員　　ということでありますけれども、この法律をずっと読んでみましても、今尾崎参考人（ひづき）が申されましたような趣旨を体した表現、國民の貴重な財産なんだという、公文書に対する、ある意味最も重要な表現だと思うんですが、これがが法律の中に取り入れられていないと私は見るわけで

担当に聞いてみましたら、「国民主権の理念」というその中に入っている、こういう説明でありました。私の主張する国民の貴重な財産という意味と、担当が言う「国民主権の理念」につとり、」と言う、ここは私は司一見できなんですね。

その点について、先生どのようにお考えでしょ  
うか。

のお考えによるわけでありまして、そこまで一々答申し上げるのもどうかと私どもとしては考えておられますけれども、もしもその担当の方が「国民主権の理念につとり」というところに国民共通の

財産という意味まで含めているんだということであれば、そういうことこそ記録にきちんと残しておいていただきたいというように思います。法律に何もかも書けとか、あるいは法律用語と

してどうかという問題はあるのだと思います。しかし、私たちの報告した心は理解をしているんだから、ということをぜひ記録にとどめていただきたいと思います。

書等を移管した行政機関の長が認める」と、これを削除するという理由ですね、その点をひとつ聞かたい。まず、それをお答えください。

○三宅参考人 十六条一項の「行政機関の長が認めること」、意見書の骨子に少し書いておきました。先ほど三ページのところに、例えば防衛外交情報で申しますと、一九五六年十月の河野外相とソ連・フルシチョフ第一書記との会議とか、一九六〇年、藤山外相とマッカーサー米国駐日大使との会議、これは、主要な部分は全部、情報公開法でも非公開になつておるわけですね。その理由はということになると、いや、それは外務大臣の判断でこれは出せないからですよ、そう言われると、裁判所は、外務大臣はそう言つているんだからだめですよと、いう話になるので、このところは非常に情報公開法の中でいうと、防衛外交情報が公開されない一つのネックになつておるんですね。

情報公開法のそういう問題がありますので、今出せなくとも、残しておいて、将来きっと出してもらえるようなものとして公文書管理法というのもあると思うんです。でも、将来ということで期待しても、情報公開法と同じ文言だとすると、公文書館には移管されたけれども、役所が言うからやはりだめですよという話にやはりなりかねなくて、ほとんど、五十年たつたものも今まで出ない、こういう実情がありますので、このところは、情報公開法の文言の調整ということもございまが、公文書管理法は一步進めて、本当は行政機関の長の判断ということだけで利用拒否ができるような文言にしない方がいいのではないかと考えたところでございます。

○重野委員 次に、二十五条、これについてちょっとと見解をお聞きしたいんですが、二十五条は、特定歴史公文書として保存されている文書が、歴史資料として重要でなくなつたと認める場合に、内閣総理大臣に協議、同意を得て当該文書を

○重野委員 次に、先生の案を見ますと、附則七条を削除する、こういうことになつてゐるんですが、なぜ七条を削除するのか、お聞かせください。

○三宅参考人 附則七条は、刑事確定記録と軍法会議記録ですね。これには特別の思いがございまして、十年ぐらい前に澤地久枝さんが「雪はよござれていた」という、二・二六事件についての、保管されていない、裁判担当者がお持ちになつた資料の中には盛り込まれていないんですね。

その点について、修正というか、先生の違ひを見ても、この部分も同様に、そのままいくんだ、こういうことになつてゐるんですが、そこら辺の判断基準というのは一体どういうところにあつたんでしょうか。

○三宅参考人 法案が公表されて、短期間で意見書、日弁連の会でまとめることでちよつといろいろ対応したんですが、確かに二十五条も、私、公文書館の有識者会議の委員も務めさせていただきておりますので、この適正な判断は十分できるんじゃないかとつい思つたんでございますが。

現業の機関において、移管すべきものと廃棄すべきものについて第三者機関の意見を聞くと、この観点からしますと、「二十五条につきましても、「内閣総理大臣に協議し、その同意を得て、」といふところの関係で、その際、内閣総理大臣が公文書管理委員会に諮問して、歴史資料として重要でなくなった、国立公文書館の長が、こういう申し入れがあつたけれどもこれでいいかということを公文書管理委員会で審議、検討していくだいて、かつその委員会の議事が公開されることによって、国民も、大事じゃなくなつたと言つているけれども、そうではないでしようということが言えるような、そういうルールづくりが修正ができるとともに、よくなるのではないかと、今考えたところです。

料で本を書かれたことがございました。今の東京地検の地下に二・二六事件の記録はばつとファイル化して置いてあるわけですから、本来、そういうものは、国民がだれでもそこにアクセスできるという形がとられなければ昭和史の検証などはできないと考えておるんですが、残念ながら、今回のこの法律では、刑事確定訴訟記録法は法務省の所管ですので、これはもう別扱いという格好になつて、タツチされていない。刑事記録というのは、重要な事件についてはやはり残されているわけですから、削除することによって、本来はこれも国立公文書館に行政文書として移管されるべきだということをはつきりさせた方がいいのではないかと考えたところでもございます。

いろいろ、関係省庁の調整もございますしょうが、その辺は十分検討していただいて、この辺についてもはつきりした御見解を委員会で出していただければと考えているところでございます。

○重野委員 ありがとうございました。  
それでは、次に福井参考人にお伺いいたします。

現在の行政文書管理ですね、万般にわたりまして、福井参考人はどういう所見を持つておられるか、ちょっと大きな話になるんですが、お聞かせください。

○福井参考人 残念ながら、まだ十分な基準が確立されているとは言えず、また、担当者にとりましても文書管理というのは頭の痛い課題ではありますけれども、どれをどれぐらい保存するのかということについて、十分な、徹底した厳格な管理がなされているという状況ではないと思います。

○重野委員 そういうところから出発して、今回この法案に対する福井先生の意見が述べられてくるわけですね。

そこで、今回の法案が、行政の側の意図的な廃棄あるいは怠業を十分に防げる内容となつていてかどうか、その点についての御感想をお聞かせください。

○福井参考人 一部イエスで一部ノーだと思います。

その意味で、どう書けばいいのかという客観基準はなかなか難しいといえば難しいんですけども、その事案の軽微さ、重大さの内容や程度についてでできるだけ細則的なものが設けられて、仮に今成立するにしても、その中身が何か、どういう基準なのかというところが実体化されることが非常に重要だと思います。可能であれば、条文の中あるいは政省令も含めて、法の修正といったことはより望ましいことだと考えます。

○重野委員 次に法案では行政機関の長という言葉が間断なく出てくるのであります。その行政機関の長が、保存期間や廃棄、移管などを定める、こういうことになつておるんですが、この点についての所見はいかがでしょうか。

といいますのは、こういった保管のルールがでることは、やはり重要な情報が散逸したり廃棄されることを防ぐ非常に大きな武器になるという点は間違ひなく、その点では大きな前進だと考えますけれども、先ほども申し上げましたように、どのような文書が保管されねばならないのかといふ点の実体規範は、この法案では残念ながら含まれておりません。この点は情報公開法も共通の課題でありますけれども、いかなる文書が保存対象になるべきなのかというところが余りに行政裁量の中に埋め込まれてしまふことは望ましくなく、この点は将来の重要な立法課題かと思います。

○重野委員 加えて、第四条 軽微なもの除去であるんです。これはどのようにも解釈できるんですね。その解釈する人によって相当にばらつきがあるんだろうと思うんですが。この軽微なものという文言を理由にして文書の廃棄が行われることだってあり得ると思うんですね。そういう点を非常に危惧するのであります。その点については先生はどのようにお考えでしょうか。

○福井参考人 やはり、軽微か重大かといったようなわゆる不確定概念による基準は、できるだけ、可能な限り法案の要件に持ち込まないことが望ましいと思います。

申し上げましたが、行政機関の長が仮に最終判断権者である場合であっても、できるだけ第三者の判断をかませるといったような工夫が行われるところがより望ましいと考へています。

○重野委員　ありがとうございました。

次に、菊池参考人にお伺いいたします。

国立公文書館として、現在の人員あるいは独立法としての位置づけ、それが十分だというふうに認識されておるか、あるいは今後整備していくとした場合に必要性が高いものというのはどういうものが考えられるのか、そこについてお聞かせいただければありがたい。

○菊池参考人　これから整備していかなければならぬのは全般的でござりますけれども、先ほどからの御議論がありますように、今の日本の社会で非常に不足しておりますのは、言ってみますと、公文書の評価、選別とかいうような面で、各省庁に対して、何を残し何を廃棄するかということについて専門的知見からアドバイスするだけの資質を持つていて、各行政機関に対してアドバイスしたり指導助言をしたりすることができるよう内容を持つっている人を育てるということが一つ必要です。

ただ、逆に、また別の面からいいますと、非常に多様なんです。というのは、ただ保存して国民に利用していただけないのでは公文書館としての意味がございませんから、やはり利用していただるために、目録をつくって、それを例えは、インターネットでも今やっていますけれども、検索ができる、それでも、わざわざ国立公文書館まで来なくても画像も見ていただける、そういうような形にしていくためには、そうすると、やはりコンピューターだとかそういう情報処理の専門家というのも必要になるわけですから、そういうふうな面でいうと、いろいろな多種多様な能力を持つた人、一人の人が全部カバーすることはできませんから、そういうような形での人が必要で、現在の状況でこれを買うということはとてもできませんので、できるだけ早くに充実強化をしてい

ただきたい、こういうのが私どもの要望です。

○重野委員 それぞれ参考人の皆さん、貴重な御意見をいただきまして本当にありがとうございました。  
〔いました。今後ともよろしくお願ひいたします。〕

以上で終わります。

○渡辺委員長 これにて参考人にに対する質疑は終了いたしました。

この際、一言ごあいさつを申し上げます。

参考人各位におかれましては、貴重な御意見をお述べいただきまして、まことにありがとうございました。委員会を代表いたしまして厚く御礼を申し上げます。

次回は、公報をもつてお知らせすることとし、  
本日は、これにて散会いたします。

午後零時十六分散会



第一類第一号

内閣委員会議録第十三号

平成二十一年五月二十九日

平成二十一年六月五日印刷

平成二十一年六月八日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局